

長崎県公立大学法人役員の勤務条件に関する規程

〔平成17年4月1日〕
規 程 第 4 0 号

改正 平成23年4月1日規程第30号

改正 平成23年12月7日規程第39号

改正 令和7年12月2日規程第37号

（目的）

第1条 この規程は、長崎公立大学法人における役員の勤務条件について定めることを目的とする。

（勤務時間、休日及び休暇）

第2条 長崎県公立大学法人役員報酬規程（平成17年規程第38号。以下「役員報酬規程」という。）
第2条に規定する常勤役員（以下「常勤役員」という。）の勤務日、休日及び休暇については、理事会の議を経て、理事長が別に定める。

一部改正〔平成23年規程第30号、平成23年規程第39号〕

（出張及び旅費）

第3条 理事長は、職務上必要がある場合は、役員に出張を命ずることができる。

2 役員が出張を命ぜられた場合の旅費については、長崎県公立大学法人教職員旅費規程（平成17年規程第13号）を準用するものとし、この場合における同規程別表第1及び別表第2の適用については、教員給料表4級の職にあるものとみなす。

一部改正〔令和7年規程第37号〕

（宿舍）

第4条 常勤役員のうち、理事長が特に必要と認める者については、教職員宿舍を利用させることができる。

2 前項に規定する教職員宿舍の利用については、長崎県公立大学法人教職員宿舍貸与規程（平成17年規程第10号）の定めるところによる。

一部改正〔令和7年規程第37号〕

（災害補償）

第5条 常勤役員の業務上及び通勤途上の災害については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 役員報酬規程第2条に規定する非常勤役員の災害補償については、長崎県公立大学法人の非常勤役員等に係る業務災害補償規程（平成17年規程第41号）の定めるところによる。

一部改正〔平成23年規程第30号〕

（補則）

第6条 この規程に定めるもののほか、役員の勤務条件に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日規程第30号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月7日規程第39号）

この規程は、平成23年12月 7 日から施行する。

附 則（令和 7 年12月 2 日規程第37号）

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。